

1. 個人住宅建設等資金利子補給制度 **身障** **知的**

身体障がい者または知的障がい者とその親族が同居する世帯を対象とし、良質な新築住宅（県指定等級以上の性能評価住宅又はフラット35S 利用住宅又はフラット35 適合住宅であって誘導居住面積が水準以上のもの等）を取得するときに、民間の金融機関の住宅ローンを利用する方に対し、利子の一部を補給します（最大支給額 231 千円）。

申 県内の取扱金融機関の窓口

問 県庁住宅課（TEL 058-272-1111 内線 3629 FAX 278-2783）

2. 住宅リフォームローン利子補給制度 **身障** **知的**

身体障がい者又は知的障がい者とその親族が同居する住宅をバリアフリー改修工事（県指定の利子補給対象工事を2つ以上実施）するため、民間の金融機関の住宅ローンを利用する方に対し、利子の一部を補給します（最大支給額 138 千円）。

申 県内の取扱金融機関の窓口

問 県庁住宅課（TEL 058-272-1111 内線 3629 FAX 278-2783）

3. 岐阜県福祉のまちづくりインストラクター **身障**

高齢者・障がい者に配慮した建物の計画、改修等に関する相談に応じるため、ボランティアで活動可能な県内の建築士を登録・紹介しています。

問 県庁建築指導課（TEL 058-272-8685 FAX 278-2782）

4. 県営住宅への優先入居 **身障** **知的** **精神**

障がい者世帯、母子・父子世帯、高齢者世帯などで一定の要件を満たしている方は、一部の県営住宅において募集戸数の5割を優先入居枠として、抽選にあたっての当選率を一般世帯より高くしています。

また、一部の県営住宅においては、バリアフリー対応の部屋も用意しています。詳細はお問い合わせください。

申 問 岐阜県住宅供給公社 管理課管理室（TEL 0584-81-8503 FAX 0584-81-8506）

岐阜県住宅供給公社 県庁西出張所（TEL 058-214-7058）

5. 生活福祉資金（→32ページ） **共通**

「身体障害者手帳」や「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方や世帯等のうち、一定の条件を満たす方には資金の貸付を行っています。